

## 令和6年度「まんが教室」開催事業実施要領

### 1 趣旨

この要領は、「まんが教室」開催事業の実施に関し必要な事項を定める。

### 2 実施目的

「まんが教室」は、まんがに関して指導することができる県内在住のプロ・セミプロの漫画家（以下「講師」という。）を派遣し、まんがを活用した学習等を行うことにより、子どもたちの表現力と発想力を高めるとともに、まんが王国・土佐の未来を担う人材の育成を目的とする。

### 3 実施対象者等

「まんが教室」の対象者は、県内（ただし、高知市は鏡地区、土佐山地区及び春野地区に限る。）の小学生及び中学生とし、実施の申込みは、小学校、中学校、市町村教育委員会又は教育関連施設等（以下「実施申込者」という。）が行うものとする。

### 4 実施主体

「まんが教室」は、高知県文化生活部文化国際課まんが王国土佐室（以下「文化国際課まんが王国土佐室」という。）が、講師と実施申込者の協力を得て実施するものとする。

### 5 実施内容

「まんが教室」の実施内容は、概ね次に掲げるとおりとする。この場合において、実施内容の詳細は、実施申込者の希望を尊重し、文化国際課まんが王国土佐室が講師との調整、打合せを行ったうえで決定するものとする。

- (1) まんがの基本的な描き方
- (2) 簡単な1コマまんがの描き方
- (3) 起承転結がわかる4コマまんがの描き方
- (4) ストーリー等を考えるコツの指導
- (5) キャラクター制作の指導
- (6) アニメーションの作り方
- (7) 漫画家という職業の講義
- (8) まんがを活用した学習
- (9) その他実施申込者が希望する事項

### 6 実施日時等

「まんが教室」は、総合的な学習の時間、クラブ活動時間等に実施するものとする。なお、週休日等を利用し、子どもたちと一緒に保護者や地域住民が参加する形で実施することもできるものとする。

実施時間は、概ね2時限程度とするが、実施内容に応じて1時限又は2時限以上の実施も可能とする。

## 7 申込み手続等

- (1) 実施申込者は、別紙1の「まんが教室実施申込書」を文化国際課まんが王国土佐室あてにファクシミリ、Eメール等で送付するものとする。
- (2) 文化国際課まんが王国土佐室は、別紙2の「まんが教室実施計画書」等により、実施申込者及び講師と調整のうえ、実施日時及び実施内容等を確定させた後に、当該実施申込者に実施決定を通知するものとする。
- (3) 実施申込者は、「まんが教室」の終了後速やかに、別紙3の「まんが教室実施報告書」及び実施時の記録写真を文化国際課まんが王国土佐室に送付するものとする。

## 8 費用負担

講師の派遣に要する謝金及び旅費、教室開催のために必要となる教材の購入費用は、原則として文化国際課まんが王国土佐室が負担するものとする。

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、「まんが教室」の実施に関して必要な事項は、文化国際課長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和6年4月12日から施行する。